

8 教育研究所

1 運営の方針

～教育効果を高めるために～

- 教員研修の充実・援助に努める。
- 基礎資料の調査・収集をし、その活用を図る。

- (1) 市内小・中学校の教育の充実を図るため、学校教育に関する諸調査、研究並びに教職員の資質向上に役立つ研修等を行う。
- (2) 教育研究所運営委員会を中心に、各幼・小・中学校教職員の協力を得て、諸事業の企画と円滑な運営に努める。

2 運営の重点と施策

- (1) 教職員の職能に応じた研修の機会をもち、指導技術の向上や諸問題に対する適切な対応の在り方等に関する情報交換と研修を行う。
- (2) 調査・研究で得た結果を基礎資料として提供し、幼児・児童・生徒理解並びに指導法の改善、向上に資する。
- (3) 生徒指導主事や不登校対策担当者等との連携を図り、教育相談活動のための積極的な支援を行う。
- (4) 優れた実践事例の収集に努め、指導の質的な向上を図る情報を提供する。
- (5) 指導主事及び学校教育指導員は、各園・校との連携を密にしながら、学校運営や授業改善等への支援に当たる。

3 事業計画

- (1) 調査・研究に関すること
 - ① 諸検査及び調査の実施と分析
 - 全国学力・学習状況調査 ○秋田県学習状況調査 ○標準学力検査等（N R T, Q-U等）の実施
 - 必要に応じた調査（算数・数学単元評価問題入力状況）
- (2) 教職員の研修に関すること
 - ① 校務分掌等整備事業（情報教育研修等）
 - ② 学力向上対策事業（初期層研修、各教科等研修、幼保小連携等）
 - ③ 学校への支援活動（市による計画訪問や要請訪問等の実施）
- (3) 教育相談に関すること
 - 「本荘ふれあい教室」での指導（週4日 月、水～金）
 - 電話相談，来所相談，訪問相談（ふれあい教室専用電話 22-7750）
- (4) 資料収集・提供に関すること
 - 教育研究所報「教育ゆりほんじょう」の発行 ○諸資料の収集・整備・提供
 - トライアングルプラン事業

9 視聴覚教育センター

[運営の重点と施策]

- 視聴覚教材の整備，管理及び貸し出しに関すること
- 視聴覚教育の普及及び指導に関すること
- 広報，サービス活動に関すること